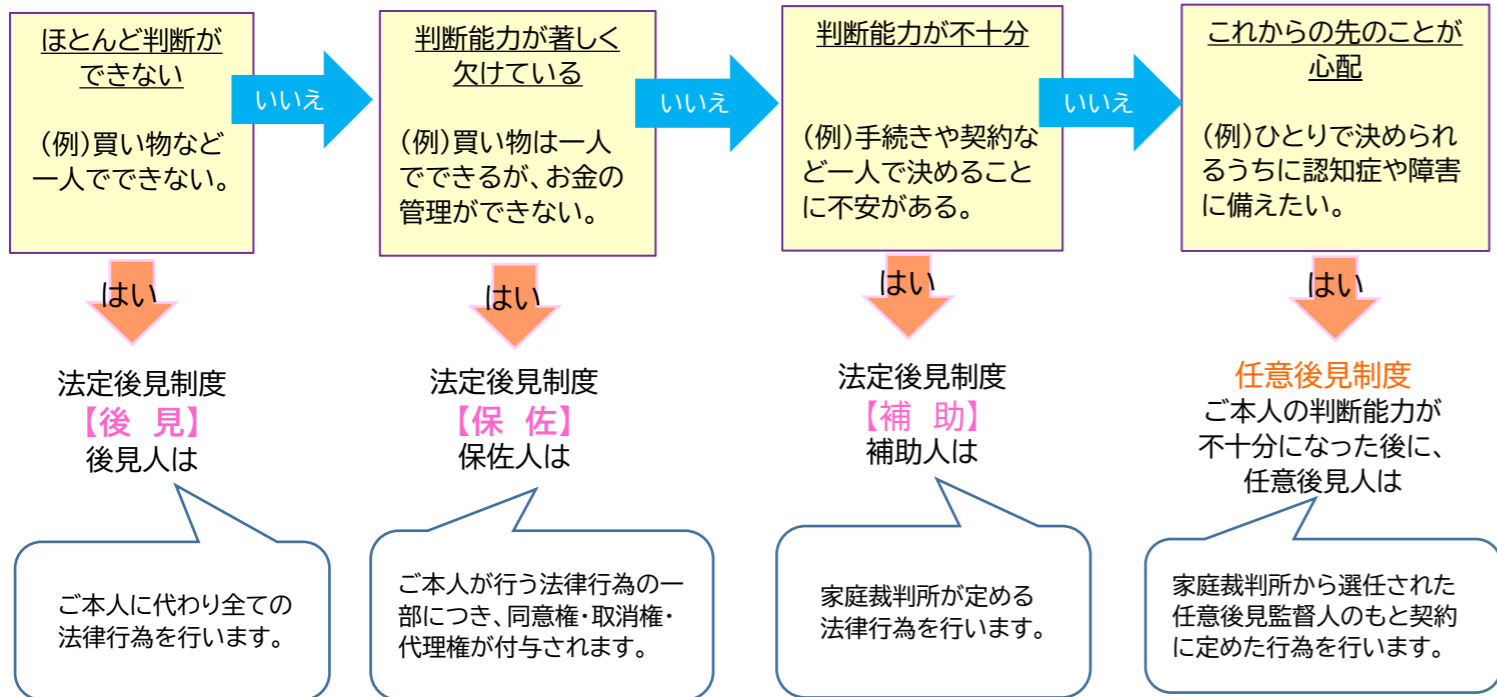


◆◇ 成年後見制度 考え方と流れ ◇◆



◆◇◆◇ 相談窓口 一覧 ◇◆◆◇

うるま市権利擁護センター(うるま市社会福祉協議会内) ☎ 098-973-6549(直通)

うるま市内の地域包括支援センター

★ 具志川北 ☎ 098-972-3595	★ いしかわ ☎ 098-965-6121
★ 具志川みなみ ☎ 098-979-5698	★ かつれん ☎ 098-978-1551
★ 具志川ひがし ☎ 098-974-4001	★ よなしろ ☎ 098-987-8220
★ 具志川にし ☎ 098-989-3788	

うるま市役所 介護長寿課 ☎ 098-973-5112(直通)

障がい者等基幹相談支援センター(市役所障がい福祉課内) ☎ 098-973-5452(直通)

※ 障害者相談支援事業所★(委託)でもご相談できます。

★ うるま市地域生活支援センターあいあい ☎ 098-979-0555
★ 相談支援センター 石川学院 ☎ 090-6869-5286
★ 相談支援センター ハルモニア ☎ 090-1943-9579
★ 相談支援事業所 サマンの木 ☎ 098-989-5812

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部 ☎ 098-867-3526

日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

りょう ご利用のあんない

「遠くに住む親が最近、忘れっぽくなってきた」

「障がいをもつわが子が、将来困らないように備えておきたい」

「自分自身が認知症などになったとき、どうしたらいいか」

大切な人を想う気持ちに寄り添います。



うるま市 福祉部 福祉政策課

中核機関(広報)

教えて！うるうら！

「成年後見制度」ってなあに？

聞き慣れない
言葉だね～



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、お金の使い方や財産の管理など、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、預貯金の管理やいろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

日常生活の中でこのような場面はありませんか？

～財産管理 編～	～高齢者の一人暮らし 編～	～障がいをもつ子どもの親 編～
もし、認知症になったら、不動産や預貯金の管理はどうしたらいいかな。	最近、物忘れが増えているけど、大丈夫かな。	福祉サービスの手続きは、ひとりで決めることができないから心配だな。
今のうちに財産管理でいろいろ決めておきたいな。	高額な商品契約をしてしまったらどうしよう。	私たちが亡くなったあと、援助してくれる人が必要だな。
どうしたら、いいんだ？	どうしたら、いいのかしら？	どうしたら、いいのかな？

このような時に、「**成年後見制度**」について考えてみませんか？

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

成年後見制度の種類

法定後見制度

判断能力が不十分になった後に家庭裁判所に申立てることにより、成年後見人等を選任してくれる制度です。法定後見制度では「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれています。

補助

- ・判断能力が不十分な人
- ・物忘れなどが多くなり、自分の判断に自信がなくなった



保佐

- ・判断能力が著しく不十分な人
- ・重要な手続き、契約などをひとりで決めることが心配



後見

- ・ほとんど判断ができない人
- ・多くの手続きや契約などひとりで決めることが難しい



任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障害に備えて、あらかじめご本人自身が選んだ人(任意後見人)に、本人に代わってしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

